

# 各種予防接種のお知らせ

問 健康増進課（保健福祉センター内） ☎25・2100

## ● 成人肺炎球菌予防接種を受けましょう

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌部に含まれ、咳などによって唾液などが空気中に飛ぶことによって感染します。日本人の約3/5割の高齢者の鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌は成人の肺炎の原因のうち25/40割にもなり、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

■ 対象者  
市に住民登録のある方で、成人肺炎球菌ワクチンを接種したことのない次のいずれかの要件に該当する方

- ① 当該年度末の年齢が、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方（下記の表を参照してください。）
- ② 当該年度末の年齢が60歳〜64歳の方で、心臓、腎臓もしくは

は呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（各障がいについて身体障害者手帳1級および2級所持者）

### ■ 接種場所

茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関

※施設に入所している方または病院に入院している方で、県外の医療機関で接種を希望する方

## ● 里帰り出産などで生まれたお子さんの予防接種

県外への里帰り出産などで生まれたお子さんの予防接種を、そのまま帰省先の医療機関で受ける場合は原則、自己負担になります。事前に申請をすることで、償還払いが適用されます（市定期予防接種委託料が上限）。希望する方は、接種予定の1カ月前までに健康増進課へご相談ください。

### ▼ 対象者

- ① 茨城県内定期予防接種広域事業

は、事前に健康増進課へお問い合わせください。

年齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日
100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日

業協力医療機関および予防接種注意者制度の指定医療機関以外の病院などに入院・入所している定期予防接種対象者

- ② 茨城県外にやむを得ない事情（出産など）で長期里帰りなどをしていて、茨城県内定期予防接種広域事業協力医療機関外での接種を希望する定期予防接種対象者

### ▼ 助成接種期間

- 平成30年4月1日～平成31年3月31日（旧）

## 予防接種予診票送付のお知らせ

麻しん風しん混合（MR）第2期・日本脳炎第2期・二種混合第2期の予防接種予診票は、下記表の予診票郵送時期に郵送しています。お手元に予診票が届きましたら、なるべくお早めに体調が良い時に接種するようにしましょう。

ワクチン	対象年齢	予診票送付時期	備考
麻しん・風しん混合（MR）第2期	小学校就学前の1年間（年長にあたる1年間）	4月上旬に送付済	【接種期限】平成31年3月31日（旧）
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満	9歳の誕生日の翌月	特例措置対象の方がいます（下記説明参照）
二種混合（DT）第2期	11歳以上13歳未満	11歳の誕生日の翌月	—

### ■ 日本脳炎特例措置対象者

◎平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方  
平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方で、積極的な勧奨の差し控えにより、日本脳炎予防接種を接種する機会を逃した方は、日本脳炎特例措置対象者として20歳未満までの間、公費で接種することができます。予診票の再発行をご希望の方は、健康増進課（保健福祉センター内）窓口で母子健康手帳の接種歴を確認した上で再発行することができます。

◎平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方  
平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方で、日本脳炎第1期（1回目・2回目・追加）が完了していない方は、健康増進課までご相談ください。なお、直接健康増進課窓口にお越しになる際は、必ず母子健康手帳をご持参ください。

問 健康増進課（保健福祉センター内） ☎25 - 2100